

連邦援護法に拠る援護システム

連邦援護法に拠る援護には以下の給付範囲が含まれる：

- 医療上のリハビリテーション
- 労働生活参加
- 補償給付
- 費用弁済
- 生活費を確保するための給付

傷害者、寡婦、孤児および両親が援護を受給する。

給付の詳細は以下の通り：

1. 傷害者援護

1.1.1 治癒処置

傷害者は、傷害に起因する疾病を治療するため、更に重度の傷害者は、他の方法で保障されていない限り、その他の全ての疾病を治療するための治癒処置を受ける。

治癒処置には、主に、通院による医師および歯科医治療、薬剤、包帯および治療薬の供給ならびに義歯の供給、病院（入院）治療および援助用具の供給を含む。

1.1.2 代替給付

援助用具の供給を補うために、所定のサービスおよび作業の給付費用に対する補助金および自動車ならびにその他の機器の調達および変更のための補助金を承認する。

1.1.3 浴療法

これは、健康を維持するために定まった間隔で承認される。配偶者および両親ならびに介護手当受給者の無償で活動する介護者も、同人が傷害者を少なくとも 2 年間継続的に介護し、介護能力を維持するために浴療法が必要である場合、浴療法を受給できる。介護活動の終了後も、この範囲の要員には 5 年間は — 特別な事情があるケースでは、10 年間

についても — 治癒効果を確保するため、あるいは健康な状態を維持するために浴療法が必要な場合、浴療法を承認できる。

1.1.4 家計援助

入院治療のために、家計の継続運営ができず、子供が 12 才以下であるか、家庭に障害児が居る場合、家計援助が行われる。

1.1.5 援護疾病給付金

援護疾病給付金は、先ず傷害に起因する労働不能の場合に考慮される。

1.1.6 身体障害者身体運動

身体障害者身体運動は、身体能力を回復し、維持するために、医師の付添の下に傷害者グループ治療として実施される。

1.1.7 患者治療

治療が他の方法では保障されていない限りにおいて、患者治療は、

- a) 配偶者および子供ならびにその他の縁故者については、重度の傷害者に対して承認され、
- b) 無給で活動する介護要員については、介護手当受給者に対して承認され、
- c) 遺族に対して承認される。

これは、義歯と浴療法を除き、その範囲から見て基本的には傷害者の治癒処置に対応している (1.1.1 項参照)。ただし義歯の調達に必要な費用について、補助金を承認できる。疾病保険規則を適用し、リハビリテーションのための給付を承認する。

1.1.8 同行要員のための給付

被害者の同行要員は、持続的な健康障害を伴う事故に遭う場合、援護法によって保護されている。その場合、同人は傷害者と同様の援護を受ける。

1.1.9 その他の要員のための給付

被害者の患者治療有資格縁故者は、同人が、維持措置の実施時、持続的な健康被害を伴う事故に遭う場合、援護法で保護されている。同人が、本人の出現後、給付運営機関の要求に従い、その場合、事故に遭う場合にも、これが該当する。その場合、同人は障害者同様に援護を受ける。

障害者の介護要員は、同人が、介護要員のための浴療法を実施する場合、同じ援護保護を享受する。

1.1.10 健康を増進するためおよび疾病を予防し、早期に発見するための給付ならびに妊娠時および母性に対する給付

重度障害者およびその家族成員ならびに介護要員に適用。それらの給付は、疾病保険で予定されている給付に対応している。

1.1.11 その他の給付

身体に付けている援助用具、眼鏡、コンタクトレンズあるいは義歯の損傷も健康被害と同じである。

1.2 労働生活参加援助

1.2.1 労働生活参加給付

これらの給付には、職場を維持し、あるいは得るための援助、職業適性を明らかにし、労働能力を試験し、職業準備ならびに職業適合、研修、訓練教育および転職のための再訓練、場合により、自立の基礎づくりと維持するための援助が含まれる。

1.2.2 移行金 / 生計補助金

労働生活に参加するための措置参加中 — 傷害者が、全日、生業に従事できなくなる場

合 — 逸失労働所得を補整するために移行金が支払われる。

未だ職業に従事していなかった青少年傷害者は、労働生活に参加するための措置に参加中の生計を保障するために移行金の代わりに生計補助金を受給する。

1.3 障害者年金給付

1.3.1 基本年金

これは現在所得に関係なく支払われる。額は、MdE（生業能力減少）に従う（例えば、30 パーセント = 118 ユーロ、100 パーセント = 621 ユーロ、P. 13 の参照事項参照）。基本年金は、個別には計れない傷害に起因する追加支出を弁済する。重度障害者に対しては、満 65 才から基礎年金に加えて老齢手当が支払われる。これは毎月、MdE（生業能力減少）が 50 および 60 パーセントでは 24 ユーロ、MdE（生業能力減少）が 70 および 80 パーセントでは 30 ユーロ、MdE（生業能力減少）が 90 および 100 パーセントでは 37 ユーロになる。

1.3.2 最重度障害者手当

この手当は、MdE（生業能力減少）100 パーセントでは十分に評価できない、特に重度の障害の場合に基本年金を補うものである。71 ユーロ（段階 ）から 442 ユーロ（段階 ）までの六段階ある。新連邦州（東ドイツ）では 63 ユーロから 389 ユーロまでになる。

1.3.3 介護手当

傷害のために無力な状態に置かれている障害者は介護手当を受ける。これは六段階にて概算額で支払われる（段階 262 ユーロ <n.L.（新連邦州（東ドイツ））: 231 ユーロ>；段階 1,304 ユーロ <n.L.（新連邦州（東ドイツ））: 1,149 ユーロ>）。契約で定められた対価に対する外部介護スタッフによって介護が行われ、そのために支出される妥当な費用が概算額を超える場合、これを超過分だけ増額する。障害者が同人の配偶者あるいは両親の一方と共に家族生活を営む場合、同人は外部介護スタッフに要する費用については、概算額の四分の一だけを負担しなければならない。その場合、常に、少なくとも概算額の半分を障害者の手許に残さなければならない。

1.3.4 衣服の消耗の弁済

傷害の後遺症によって、衣服あるいは肌着が普通以上に消耗する場合、これらの費用は毎

月 18 ユーロから 115 ユーロまで (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 15 ~ 101 ユーロ) の概算額で弁済される。

1.3.5 盲人誘導手当

盲人は、盲導犬を維持するため、あるいは外部者による案内に要する補助金として毎月 141 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 124 ユーロ) を受給する。

1.3.6 職業損失補てん

傷害により職業上の損害を被った障害者は職業損失補てんを受給する。障害者が、傷害が無ければ手に入れていたと考えられる総所得と同人の実際の総所得との差額の内、職業損失補てんとして 42.5 パーセントが支払われる。これに対して正味指向比較計算の方が有利である場合、その場合に確定された金額が、職業損失補てんとして満額支払われる。この有利性原則によって、如何なる場合でも傷害に起因する損害の全体が補償されることが確保される。

1.3.7 補償年金

補償年金は生活費の確保に役立つ。重度障害者の所得が所定額に達しない場合、補償年金に対する請求権が生じる。

非課税額を考慮して、現在の所得を算入する。現在、労働所得 (旅費および二重家政費用を差し引いた総所得) 2,141 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 1,883 ユーロ) は生業無能力者の補償年金を除外している。

1.3.8 配偶者割増

既婚障害者は、同人の所得が所定額を超えない場合、毎月 68 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 60 ユーロ) の配偶者割増を受給する。所得算入に関して、補償年金について規定されていることが適用される。

1.3.9 子供割増

子供手当あるいは類似の給付に対する請求権が成立しない場合のみ、子供割増の権利が生

じる。従って子供割増は国外における障害者についてのみ意味がある。勿論、介護手当受給者は、同人の法定子供手当など以外に BVG (連邦援護法) に拠る (法定子供割増の額の) 子供割増を追加給付として受給する。

1.4 戦争犠牲者援護

傷害者は — 家族成員についても — 戦争犠牲者援護の給付を、後順位で、妥当な援助必要性を確保する目的でその他の援護給付を個別に補足するために、所得と財産に対応して

- 介護の援助、
- 特別な生活状態における援助、
- 休養援助、
- 生活費の補足援助、
- 教育補助金、
- 老齢援助、
- 家計を継続するための援助、
- 住宅援助
- 患者援助

受給する。

専ら傷害に起因する需要の場合、所得と財産は考慮しない。

傷害の後遺症と給付の必要性との間に関連があると考えられる生業無能力者の障害者年金および職業損失補てんあるいは介護手当を受給する障害者および満 60 才に達している重度障害者の場合、この推測は否定しがたい。

2. 寡婦援護

2.1 概要

基本年金および満額補償年金は、生業無能力障害者の基本年金および満額補償年金の約 60 パーセントになる。前提条件は、傷害者が傷害の後遺症で死亡していることである。このことは該当しないが、傷害による遺族援護に対する支障が些細とは考えられない場合、寡婦に対し寡婦補助金が承認される。これは寡婦援護の 2/3 になる。生業無能力障害者あるいは介護手当受給者の寡婦は満額を受給する。寡夫は寡婦と同様の援護を受給する。

2.2 患者治療

(1.1.7 項参照)

2.3 健康を増進するためおよび疾病を予防し、早期に発見するための給付ならびに妊娠時および母性に対する給付

(1.1.10 項参照)

2.4 浴療法

寡婦および両親は、介護手当受給者のための介護活動終了後五年の期間中 — 特別な事情があるケースでは、10 年間についても — 浴療法を受ける (1.1.3 項参照 ; 更に 1.1.7 項参照)。

2.5 労働生活参加給付援助

妥当な実生活における立場を維持し、あるいは得るために生業能力を念願する寡婦は、納得できるケースならば、原則として障害者と同様に、労働生活に参加するための給付を受給する。

2.6 寡婦のための年金給付

2.6.1 基本年金

これは、現在の所得を考慮せず支払われ、現在は 372 ユーロ (n.L.(新連邦州(東ドイツ)) : 327 ユーロ) になる。基本年金には、生計弁済の働きがある。

2.6.2 補償年金

障害者補償年金と同様。寡婦補償年金は例えば労働所得 1,465 ユーロ (n.L.(新連邦州(東ドイツ)) : 1,288 ユーロ) から除外する。満額の補償年金は 408 ユーロ (n.L.(新連邦州(東ドイツ)) : 363 ユーロ) になる。

2.6.3 損害補てん

寡婦の総所得に基本年金および補償年金ならびに介護補償を加算したものが、夫が実現したであろうと見込まれる総所得の半分を下回る場合、差額の 42.5 パーセントになる損害補てんが支払われる。これに対して正味指向比較計算の方が有利の場合、その場合に確定された差額全額が損害補てんとして支払われる。少なくとも段階 Ⅰ の介護手当受給者の寡婦の場合、少なくとも上席上級行政官の最終俸給は、常に夫の総所得と見なされる。その場合、これらのケースでは故人（仮定）満 65 才による削減も行われない。

2.6.4 介護補償

故人を十年以上介護した少なくとも段階 Ⅰ の介護手当受給者の寡婦は、介護補償として月々の金銭給付を受給する。この金銭給付は、十年を超す介護期間および該当介護手当によって決まる。介護補償は、所得に左右される給付である。ただしこれは損害補てんに算入する。

2.7 戦争犠牲者援護

BVG（連邦援護法）に拠る寡婦年金あるいは寡婦補助金を受給する寡婦は、戦争犠牲者援護の給付を、後順位で、妥当な援助必要性を確保する目的でその他の援護給付を個別に補足するために、所得と財産に対応して

- 介護の援助、
- 特別な生活状態における援助、
- 休養援助、
- 生活費の補足援助、
- 老齢援助、
- 家計を継続するための援助、
- 住宅援助、
- 患者援助として受給する。

傷害の後遺症（夫の喪失）と援助の必要との間に関連があると考えられる。生業無能力であるか、満 60 才に達している寡婦の場合、この推測は否定しがたい。

3. 孤児援護

3.1 概要

孤児援護は、学校教育の場合、満 18 才に達するまで、学校教育・職業教育の場合、満 27 才に達するまで承認される。(身体的) 障害がある孤児は、同人が自分を扶養できない限りにおいて援護を受ける。

3.2 患者治療

(1.1.3、1.1.4、1.1.7 および 1.1.10 項参照)

3.3 基礎年金

これは所得に関係なく支払われる。片親のいない子供の基本年金：毎月 105 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 93 ユーロ)、両親を失った遺児の場合：毎月 196 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)) 173 ユーロ)。

3.4 補本年金

障害者補償年金の場合と同じ原則が適用される。片親のいない子供の満額補償年金：184 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 162)、両親を失った遺児の場合：256 ユーロ (226 ユーロ)。

3.5 戦争犠牲者援護

BVG (連邦援護法) に拠る孤児年金あるいは孤児補助金を受給する孤児は、戦争犠牲者援護の給付を、後順位で、妥当な援助必要性を確保する目的でその他の援護給付を個別に補足するために、所得と財産に対応して

- 教育補助金、
- 介護の援助、
- 特別な生活状態における援助、
- 休養援助、
- 生活費の補足援助、
- 家計を継続するための援助、
- 住宅援助、
- 患者援助、
- 老齢援助として受給する。

傷害の後遺症（両親の一方の喪失）と援助の必要との間に関連があると考えられる。

4. 両親援護

4.1 患者治療

(1.1.3、1.1.4、1.1.7。1.1.10 および 2.4 項参照)

4.2 両親年金

両親の所得が所定額を超えず、両親が社会法典第六編に拠り生業無能力であるか、他のやむを得ぬ理由で、要求し得る生業活動が行えないか、60 才である場合、両親年金の権利がある。満額両親年金は、両親については 504 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 443 ユーロ)、両親の一方については 351 ユーロ (n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 309 ユーロ) である。これらの金額は、一人以上の子供が傷害の後遺症で死亡している場合、死亡した他の子供各人につき 92 ユーロ < n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 81 > (両親) ないしは 68 ユーロ < n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 60 ユーロ > (両親の一方) 増大する。唯一あるいは最後の子供であるか、全ての子供あるいは少なくとも三人の子供が傷害後遺症で死亡している場合、両親年金は 285 ユーロ < n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 251 > (両親) ないしは 207 ユーロ < n.L. (新連邦州 (東ドイツ)): 182 ユーロ (両親の一方) 高くなる (これの方が有利な場合)。

4.3 両親のための介護補償

1995 年 4 月 1 日以来、介護対象両親 (母および / または父) も援護有資格子供の死後に寡婦同様に介護補償を (2.6.4 参照) — 両親年金に算入無し — 受給できる。

4.4 戦争犠牲者援護

両親は — 同人らが単独で、同人らの所得の額に関して両親年金を受給する場合も — 戦争犠牲者援護の給付を、後順位で、妥当な援助必要性を確保する目的でその他の援護給付を個別に補足するために、所得と財産に対応して

- 介護の援助、
- 特別な生活状態における援助、

- 休養援助、
- 生活費の補足援助、
- 老齡援助、
- 家計を継続するための援助、
- 住宅援助、
- 患者援助として受給する。

傷害に起因する子供の死亡と援助の必要との間に関連があると考えられる生業無能力であるか、満 60 才に達している両親の場合、この推測は否定しがたい。

5. 介護保険

法定疾病保険金庫で保険を付けられている BVG (連邦援護法) に拠る援護有資格者および給付受給者は、同金庫に設けられている社会介護保険基金で保険を付けられている。

疾病の危険に対して、私营疾病保険会社で一般病院給付に対する請求権によって保険を付けられている BVG (連邦援護法) に拠る援護有資格者および給付受給者は、私营介護保険を締結する義務を負っている。

私营介護保険を付けられているか、自由意志メンバーとして疾病保険金庫に所属している年金有資格傷害者および遺族の介護保険料を所定額まで弁済する。

法定、私营を問わず疾病保険が付けられていない、BVG (連邦援護法) に拠る保険を付けられている有資格者および給付受給者は、同人らが、国内に同人らの住所あるいは通常の滞在地があり、BVG (連邦援護法) あるいは BVG (連邦援護法) の対応適用を予定している諸法律に拠り、治癒処置あるいは患者治療に対する請求権がある場合、社会介護保険で付保義務がある。

これらの援護有資格者および給付受給者のために援護行政部門が保険料を負担する。

6. 以下の法律では連邦援護法を適用する援護を予定している

- 軍人援護法
- 兵役代替社会奉仕勤務法
- 連邦国境防衛法 (兵役の代わりに国境防衛勤務を実施する要員を対象とする)

- 被抑留者救援法
- 犠牲者補償法
- 伝染防止法
- 戦時捕虜の縁故者のための生計補助金に関する法律
- 基本法第 131 条に関する法律 (旧国防軍職業軍人およびRVG (法規命令の公布に関する法律に拠る 45 年 5 月 8 日付け在職期間援護に対する請求権を有する警察官、旧州警察職員)。この法律は、1994 年 10 月 1 日付で廃棄されている。ただし、この時点で存立する援護ケースに対しては、従来法の条件に従い継続援護が提供される。
- 刑法上および行政法上の復権法

7. 加盟領域における戦争犠牲者援護

統一条約で、連邦援護法およびその実施に必要な法規命令が1991 年 1 月 1 日から加盟領域でも適用されることが定められている。一方では社会年金受給者ならびに生業従事者、他方では戦争犠牲者との間における社会的歪みを避けるため、年金給付額は新連邦州 (東ドイツ) における経済的および社会的関係に適応している。その場合、この領域における年金保険の利用できる標準年金を連邦援護法の在来適用範囲で利用できる標準年金と比較する。

参照事項: 新連邦州 (東ドイツ) における戦傷者は、2000 年 3 月 14 日付け連邦憲法裁判所判決に拠り 1999 年 1 月 1 日から、基礎年金を (加齢を除く) 西レベル満額受給する。これは、BVG (連邦援護法) § 84a に従い、同様に同じ仕方で、1999 年 1 月 1 日から、HHG (被抑留者救援法) StrafRehaG (刑法上の復権法) および VerwRehaG (行政上の復権法) に拠る傷害者について適用される。

治癒処置および患者治療の領域では、新連邦州 (東ドイツ) にあっても、全ての種類の給付 — 衣服および肌着の消耗に関する概算額低減は別として — 満額が使える (例えば、整形外科命令に拠る代替給付)。加盟領域における戦争犠牲者援護給付は原則として承認されている援助の必要を填補するために必要な費用に従う。